

令和7年長浜市議会定例会

令和8年3月定例会

提案議案概要

3月6日送付

42議案

- ・当初予算 9議案
- ・補正予算 8議案
- ・条例 17議案
- ・その他議案 6議案
- ・人事議案 2議案

予算関係

【当初予算】 9 件

- 議案第 4 号 令和 8 年度長浜市一般会計予算
- 議案第 5 号 令和 8 年度長浜市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 8 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 議案第 7 号 令和 8 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 8 年度長浜市介護保険特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 8 年度長浜市休日急患診療所特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 8 年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 8 年度長浜市病院事業会計予算
- 議案第 12 号 令和 8 年度長浜市公共下水道事業会計予算

【補正予算】 8 件

- 議案第 13 号 令和 8 年度長浜市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 14 号 令和 8 年度長浜市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 15 号 令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 12 号）
- 議案第 16 号 令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 17 号 令和 7 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 18 号 令和 7 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 19 号 令和 7 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 20 号 令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）

条例関係

所管課	内 容
文化スポーツ課	<p><u>議案第 21 号 長浜市スポーツ振興基金条例の制定について</u></p> <p>昨年開催された国スポ・障スポ大会を契機として、今後さらにスポーツの振興やスポーツ活動を通じた市民の健康づくりなどに取り組むため、第 2 期長浜市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、基金を設置するものです。</p> <p>【主な制定内容】</p> <p>(1) 基金の名称 長浜市スポーツ振興基金</p> <p>(2) 基金の主な用途 スポーツの振興やスポーツ活動を通じた健康づくりなどに寄与する事業</p> <p>【施行日】 公布の日</p>

<p>幼児課</p>	<p>議案第 22 号 長浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>新たな通園給付として創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、子ども・子育て支援法の定めに従い、運営に関する基準を定めるものです。</p> <p>【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要】</p> <p>現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、令和 8 年度から全ての自治体において実施する。</p> <table border="1" data-bbox="411 667 1426 1057"> <tr> <td>利用対象者</td> <td>0 歳 6 か月以上満 3 歳未満の保育所等に通っていないこども</td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td>こども 1 人について月 10 時間まで利用可能</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>国が示す標準額を基に設定（1 時間 300 円）</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>令和 8 年 4 月開始予定 六荘認定こども園、びわ認定こども園、にしあざい認定こども園</td> </tr> <tr> <td>利用方法等</td> <td>①利用申請→利用給付認定（認定証発行） ②面談 ③利用予約 ④利用</td> </tr> </table> <p>【定める基準】</p> <p>特定乳児等通園支援事業の運営に関する本市の基準は、内閣府令に定める基準のとおりとする。</p> <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>	利用対象者	0 歳 6 か月以上満 3 歳未満の保育所等に通っていないこども	利用時間	こども 1 人について月 10 時間まで利用可能	利用料	国が示す標準額を基に設定（1 時間 300 円）	実施場所	令和 8 年 4 月開始予定 六荘認定こども園、びわ認定こども園、にしあざい認定こども園	利用方法等	①利用申請→利用給付認定（認定証発行） ②面談 ③利用予約 ④利用
利用対象者	0 歳 6 か月以上満 3 歳未満の保育所等に通っていないこども										
利用時間	こども 1 人について月 10 時間まで利用可能										
利用料	国が示す標準額を基に設定（1 時間 300 円）										
実施場所	令和 8 年 4 月開始予定 六荘認定こども園、びわ認定こども園、にしあざい認定こども園										
利用方法等	①利用申請→利用給付認定（認定証発行） ②面談 ③利用予約 ④利用										

<p>幼児課</p>	<p>議案第 23 号 長浜市保育士等修学資金貸付条例の制定について</p> <p>市内保育所等の保育人材を確保し、待機児童を解消することを目的として、令和 8 年度から長浜市保育士修学支援金制度を創設するため、資金の貸付について定めるものです。</p> <p>【長浜市保育士修学支援金制度の概要】</p> <p>指定保育士養成施設に在学し、市内保育所等に保育士等として勤務しようとする者に対し、保育士等修学資金を貸し付け、修学を支援するもの。</p> <table border="1" data-bbox="416 573 1425 1254"> <tr> <td>対象者</td> <td>指定保育士養成施設に在学し、卒業後、市内に居住し、市内の保育所等において常勤の保育士等として従事する意思のある者</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>総額 200 万円以内（1 年度の上限は、100 万円又は授業料の額のいずれか低い方）</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>貸付開始から指定保育士養成施設での修学終了まで</td> </tr> <tr> <td>利息</td> <td>貸付期間中及び返還期限までは無利息 返還期限を過ぎた場合は法定利率による遅延利息</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>返還期限</td> <td>返還を開始した月から最大 5 年以内（返還免除が見込まれる者は、返還の開始を猶予する）</td> </tr> <tr> <td>返還免除</td> <td>指定保育士養成施設を卒業後すぐに、継続して 3 年間市内の保育所等で保育士等として勤務した場合は、全額返還免除</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>保育士等の養成を目的とする他の貸付制度との併給は不可</td> </tr> </table> <p>【施行日】 令和 8 年 4 月 1 日</p>	対象者	指定保育士養成施設に在学し、卒業後、市内に居住し、市内の保育所等において常勤の保育士等として従事する意思のある者	貸付金額	総額 200 万円以内（1 年度の上限は、100 万円又は授業料の額のいずれか低い方）	貸付期間	貸付開始から指定保育士養成施設での修学終了まで	利息	貸付期間中及び返還期限までは無利息 返還期限を過ぎた場合は法定利率による遅延利息	連帯保証人	1 人	返還期限	返還を開始した月から最大 5 年以内（返還免除が見込まれる者は、返還の開始を猶予する）	返還免除	指定保育士養成施設を卒業後すぐに、継続して 3 年間市内の保育所等で保育士等として勤務した場合は、全額返還免除	その他	保育士等の養成を目的とする他の貸付制度との併給は不可
対象者	指定保育士養成施設に在学し、卒業後、市内に居住し、市内の保育所等において常勤の保育士等として従事する意思のある者																
貸付金額	総額 200 万円以内（1 年度の上限は、100 万円又は授業料の額のいずれか低い方）																
貸付期間	貸付開始から指定保育士養成施設での修学終了まで																
利息	貸付期間中及び返還期限までは無利息 返還期限を過ぎた場合は法定利率による遅延利息																
連帯保証人	1 人																
返還期限	返還を開始した月から最大 5 年以内（返還免除が見込まれる者は、返還の開始を猶予する）																
返還免除	指定保育士養成施設を卒業後すぐに、継続して 3 年間市内の保育所等で保育士等として勤務した場合は、全額返還免除																
その他	保育士等の養成を目的とする他の貸付制度との併給は不可																
<p>総務課</p>	<p>議案第 24 号 長浜市公告式条例の一部改正について</p> <p>地方自治法の改正に伴い、条例を公布する際の市長の署名について、自署に加えて電子署名によることも可能となるよう、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>条例を公布する際の市長の署名の方法</p> <table border="1" data-bbox="451 1733 1136 1854"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自署</td> <td>自署又は電子署名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】 公布の日</p>	現行	改正案	自署	自署又は電子署名												
現行	改正案																
自署	自署又は電子署名																

<p>人事課</p>	<p>議案第 25 号 長浜市事務分掌条例の一部改正について</p> <p>住民生活に必要な下水道インフラを安定的に提供するため、国では複数の自治体による一体的事業運営を推進し始めており、こうした国の動きに合わせて、建設から経営に発想を変え、独立採算制に基づく単独の企業体として機動的かつ戦略的に事業運営を行うため、下水道事業運営に係る組織体制を再編することについて、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>都市建設部内「下水道事業局」を廃止し、新たに「下水道事業部」を設置する。</p> <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>				
<p>総務課</p>	<p>議案第 26 号 長浜市行政手続条例の一部改正について</p> <p>行政手続法の改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知の方法を改めるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知の方法</p> <table border="1" data-bbox="451 1099 1386 1498"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1099 892 1167">現行</th> <th data-bbox="892 1099 1386 1167">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1167 892 1498"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場での書面の掲示 </td> <td data-bbox="892 1167 1386 1498"> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる公表 <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場での書面の掲示 <p style="text-align: center;">又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所に設置したパソコン画面での表示 </div> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 5 月 21 日</p>	現行	改正案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場での書面の掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる公表 <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場での書面の掲示 <p style="text-align: center;">又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所に設置したパソコン画面での表示 </div>
現行	改正案				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場での書面の掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる公表 <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示場での書面の掲示 <p style="text-align: center;">又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所に設置したパソコン画面での表示 </div>				

<p>人事課</p>	<p>議案第 27 号 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について</p> <p>令和 7 年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、本市職員の給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 第 2 種初任給調整手当の新設 最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設</p> <p>(2) 通勤手当の見直し</p> <p>① 自動車等の使用距離の区分に「100km 以上」を上限とする新たな距離区分（5km 刻み）を新設（現行は「60km 以上」が上限）</p> <p>② 1 ヶ月当たりの駐車場利用に対する通勤手当（駐車場手当）の引き上げ（現行：上限 2,000 円 ⇒ 改正案：上限 5,000 円）</p> <p>【改正条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市職員の給与に関する条例 ・長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年長浜市条例第 37 号） ・長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>
------------	---

<p>市民課</p>	<p>議案第 28 号 長浜市印鑑条例の一部改正について</p> <p>電気通信事業法の改正に伴う条項ずれに対応し、かつ、本人確認書類の要件について現状を踏まえた見直しを行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 電気通信事業法の改正に伴う引用条項ずれを整理する。 (2) 本人確認書類に改変防止措置を求める内容を、次のとおり削除する。</p> <table border="1" data-bbox="453 524 1406 855"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 524 932 591">現行</th> <th data-bbox="932 524 1406 591">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 591 932 855">官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付け、かつ、割印若しくは浮出し型の証印の押印若しくは被膜等により容易に改変できないもの</td> <td data-bbox="932 591 1406 855">官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】</p> <p>(1) 公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日のいずれか遅い日 (2) 公布の日</p>	現行	改正案	官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付け、かつ、割印若しくは浮出し型の証印の押印若しくは被膜等により容易に改変できないもの	官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したもの
現行	改正案				
官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付け、かつ、割印若しくは浮出し型の証印の押印若しくは被膜等により容易に改変できないもの	官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したもの				
<p>市民活躍課</p>	<p>議案第 29 号 長浜市自転車等放置の防止に関する条例の一部改正について</p> <p>公共の場所に放置された自転車等を移動し、保管したときの公告について、ホームページへの掲載による電子公告を可能とするため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>放置自転車等を移動し、保管したときの公告について、放置場所付近に限定する規定を削除する。</p> <table border="1" data-bbox="453 1480 1273 1704"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1480 874 1547">現行</th> <th data-bbox="874 1480 1273 1547">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1547 874 1704">当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺の場所に公告しなければならない。</td> <td data-bbox="874 1547 1273 1704">公告しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>	現行	改正案	当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺の場所に公告しなければならない。	公告しなければならない。
現行	改正案				
当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺の場所に公告しなければならない。	公告しなければならない。				

議案第 30 号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の改正に伴い、子ども・子育て支援金の賦課、国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得基準の見直しを行うため、本市条例の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

(1) 子ども・子育て支援金の賦課

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、国民健康保険料の医療分、支援分、介護分と併せて、子ども・子育て支援金を新たに徴収する。

(2) 国民健康保険料の賦課限度額の見直し

中間所得層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額を引き上げる。

[賦課限度額] (現行) 109 万円 ⇒ (改正後) 113 万円
 (内訳) 基礎賦課限度額 66 万円 ⇒ 67 万円 (+1 万円)
 子ども・子育て支援金限度額 (新設) 3 万円
 ※後期支援金限度額、介護納付金賦課分は変更なし

(3) 軽減判定所得算定基準の見直し

国の経済動向等を踏まえ、低所得者に係る保険料の軽減基準となる判定所得算定基準を引き上げる。

(現 行) 5 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (30.5 万円×被保険者数)
 2 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (56 万円×被保険者数)
 (改正後) 5 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (31 万円×被保険者数)
 2 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (57 万円×被保険者数)

【施行日】

令和 8 年 4 月 1 日

<p>保険年金課 しょうがい 福祉課</p>	<p>議案第 31 号 長浜市福祉医療費助成条例等の一部改正について</p> <p>本市が実施する各種医療費助成に関して、医療機関等において対象者の資格情報をオンラインで確認できるようにすることにより、対象者の利便性の向上を図るため、関係条例の一部を改正します。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>資格情報の確認方法に、個人番号カードによる資格確認を加える。</p> <table border="1" data-bbox="454 524 1233 672"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 524 778 573">現行</th> <th data-bbox="778 524 1233 573">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 573 778 672">受給券（紙）の提示</td> <td data-bbox="778 573 1233 672">受給券（紙）の提示又は 個人番号カードによる資格確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市福祉医療費条例 ・長浜市老人福祉医療費助成条例 ・長浜市精神障害者通院医療費助成条例 ・長浜市子ども医療費助成条例 <p>【施行日】</p> <p>公布の日</p>	現行	改正案	受給券（紙）の提示	受給券（紙）の提示又は 個人番号カードによる資格確認
現行	改正案				
受給券（紙）の提示	受給券（紙）の提示又は 個人番号カードによる資格確認				
<p>下水道施設 課</p>	<p>議案第 32 号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について</p> <p>第 2 次長浜市下水道ビジョンに基づき、公共下水道に接続する農業集落排水処理施設の用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【廃止する施設】</p> <p>西黒田南地区農業集落排水処理施設</p> <p>【施行日】</p> <p>規則で定める日</p>				

<p>防災危機管理課</p>	<p>議案第 33 号 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</p> <p>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に合わせて、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 非常勤消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額の引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="411 477 1426 913"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤続年数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340 円 (12,900 円)</td> <td>14,170 円 (13,700 円)</td> <td>15,000 円 (14,500 円)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670 円 (11,300 円)</td> <td>12,500 円 (12,100 円)</td> <td>13,340 円 (12,900 円)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>10,000 円 (9,700 円)</td> <td>10,840 円 (10,500 円)</td> <td>11,670 円 (11,300 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ () 内は現行の補償基礎額</p> <p>(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="411 1010 1043 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低額</td> <td>9,700 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>最高額</td> <td>14,500 円</td> <td>15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改正</p> <table border="1" data-bbox="411 1256 1043 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>100 円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>子(22 歳まで)</td> <td>383 円</td> <td>433 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】 令和 8 年 4 月 1 日</p>	階級	勤続年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	13,340 円 (12,900 円)	14,170 円 (13,700 円)	15,000 円 (14,500 円)	分団長及び副分団長	11,670 円 (11,300 円)	12,500 円 (12,100 円)	13,340 円 (12,900 円)	部長、班長及び団員	10,000 円 (9,700 円)	10,840 円 (10,500 円)	11,670 円 (11,300 円)		現行	改正案	最低額	9,700 円	10,000 円	最高額	14,500 円	15,000 円	区分	現行	改正案	配偶者	100 円	廃止	子(22 歳まで)	383 円	433 円
階級	勤続年数																																					
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																																			
団長及び副団長	13,340 円 (12,900 円)	14,170 円 (13,700 円)	15,000 円 (14,500 円)																																			
分団長及び副分団長	11,670 円 (11,300 円)	12,500 円 (12,100 円)	13,340 円 (12,900 円)																																			
部長、班長及び団員	10,000 円 (9,700 円)	10,840 円 (10,500 円)	11,670 円 (11,300 円)																																			
	現行	改正案																																				
最低額	9,700 円	10,000 円																																				
最高額	14,500 円	15,000 円																																				
区分	現行	改正案																																				
配偶者	100 円	廃止																																				
子(22 歳まで)	383 円	433 円																																				
<p>長浜病院総務課</p>	<p>議案第 34 号 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について</p> <p>地方自治法の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>地方自治法の改正に伴う引用条項ずれを整理する。</p> <p>【施行日】 令和 8 年 9 月 24 日</p>																																					

<p>総務課</p>	<p>議案第 35 号 長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部改正について</p> <p>公益通報者保護法の改正に伴い、公益通報者の範囲を拡大し、内部公益通報者に対する禁止行為を規定するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 公益通報者の範囲に特定受託業務従事者を追加</p> <p>(2) 内部公益通報者に対する禁止行為の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報をしない旨の合意をすることを求めること。 (これに違反してされた合意等は無効とする。) ・公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げること。 ・公益通報者である旨を明らかにすることを要求すること。 ・公益通報者を特定することを目的とする行為をすること。 <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 12 月 1 日</p>									
<p>下水道総務課</p>	<p>議案第 36 号 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について</p> <p>地方自治法の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>地方自治法の改正に伴う引用条項ずれを整理する。</p> <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 9 月 24 日</p>									
<p>文化観光課</p>	<p>議案第 37 号 史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の一部改正について</p> <p>施設の活用方法を見直すに当たり、休館日及び観覧時間等を変更するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <table border="1" data-bbox="411 1534 1430 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 月曜日から<u>金曜日</u>まで (祝日は除く) (2) 12 月 1 日から 翌年 2 月末日まで</td> <td>(1) 月曜日から<u>土曜日</u>まで (祝日を含む) (2) 12 月第 3 日曜日から 翌年 3 月第 2 日曜日まで</td> </tr> <tr> <td>観覧時間</td> <td>午前 9 時から午後 4 時まで</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで (11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは午前 10 時から午後 4 時まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行日】</p> <p>令和 8 年 7 月 1 日</p>		現行	改正案	休館日	(1) 月曜日から <u>金曜日</u> まで (祝日は除く) (2) 12 月 1 日から 翌年 2 月末日まで	(1) 月曜日から <u>土曜日</u> まで (祝日を含む) (2) 12 月第 3 日曜日から 翌年 3 月第 2 日曜日まで	観覧時間	午前 9 時から午後 4 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで (11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは午前 10 時から午後 4 時まで)
	現行	改正案								
休館日	(1) 月曜日から <u>金曜日</u> まで (祝日は除く) (2) 12 月 1 日から 翌年 2 月末日まで	(1) 月曜日から <u>土曜日</u> まで (祝日を含む) (2) 12 月第 3 日曜日から 翌年 3 月第 2 日曜日まで								
観覧時間	午前 9 時から午後 4 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで (11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは午前 10 時から午後 4 時まで)								

その他の事件関係

所管課	内 容
政策デザイン課	<p>議案第 38 号 長浜市過疎地域持続的発展計画の変更について</p> <p>長浜市過疎地域持続的発展計画を変更するにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【主な変更内容】</p> <p>各項目における事業計画の見直し</p> <p>【変更後の計画期間】</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで</p>
契約管理課 (学校給食課)	<p>議案第 39 号 財産の取得について</p> <p>目的 : 長浜南部学校給食センター厨房機器更新</p> <p>財産の種類等 : ガス式スチームコンベクションオープン 7 台 専用ラックカート 7 台 ガス式連続フライヤー 1 台 油煙除去装置 2 台 冷却沈殿ろ過タンク 1 台 油切コンベア 1 台 新油タンク 1 台 廃油タンク 1 台</p> <p>契約方法 : 一般競争入札</p> <p>契約金額 : 84,150,000 円</p> <p>契約の相手方 : 長浜市一の宮町4番41号 株式会社サンコー製作所 代表取締役 堀畑 和也</p>

教育総務課

議案第 40 号 財産の貸付けについて

平成 28 年から無償貸付を行っている旧上草野小学校施設について、これまでの貸付実績を踏まえ、地方自治法の規定に基づき、現在の貸付先に引き続き財産を無償貸付けすることについて、議会の議決を求めるものです。

【貸付けの相手方】

東京都中野区東中野 3 丁目 18 番 12 号
株式会社日本水泳振興会 代表取締役 坂元 要

【貸付けする財産】

種類	土地
所在地	長浜市野瀬町 671 番 外 141 筆
敷地面積	20,395.66 m ²

種類	建物及びその他施設		
所在地	長浜市野瀬町 724 番地 外		
構造及び面積	校舎	鉄筋コンクリート造 3 階建	2,360.00 m ²
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造 平屋建	722.00 m ²
	プール附属室	鉄骨造 平屋建	39.00 m ²
	大プール	鉄筋コンクリート造	305.00 m ²
	小プール	鉄筋コンクリート造	100.00 m ²

【貸付けの期間】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで（10 年）

建設監理課

議案第 41 号 市道の路線の廃止及び認定について

道路法の規定に基づき、市道の路線を廃止及び認定することにつき、議会の議決を求めるものです。

【廃止路線】 3 路線

・ 日の出東西 3 号線 ・ 布勢加田線 ・ 加田環状 1 号線

【認定路線】 3 路線

・ 布勢加田線 ・ 加田東西 9 号線 ・ 加田環状 1 号線

<p>北部管理課</p>	<p>議案第 42 号 損害賠償の額を定めることについて</p> <p>地方自治法の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>内容：令和 7 年 9 月 4 日、西浅井分庁舎の敷地内において、横断側溝の管理瑕疵により車両が損傷した事故に関し、車両所有者が加入する車両保険を適用された。保険法第 25 条の規定により、相手方である保険会社が事故車両の損害賠償請求権を代位取得し、市に求償があったことから、損害賠償金を支払うもの。</p> <p>損害賠償の額：2,749,000 円</p>
<p>市民活躍課</p>	<p>議案第 43 号 訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて</p> <p>地方自治法の規定に基づき、訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>内容：長浜市から委嘱を受け活動していた元地域おこし協力隊員が令和 3 年 5 月 7 日に提訴し、委嘱期間中に市の義務不履行やハラスメントがあったとして損害賠償を求めている訴訟において、裁判所から和解の提案がなされたことから、和解に応じようとするもの。</p> <p>確定する損害賠償の額：400,000 円（解決金） （参考）損害賠償請求額：7,465,440 円</p>

人事関係

所管課	内 容
<p>秘書広報課</p>	<p>議案第 44 号 公平委員会の委員の選任について</p> <p>氏 名 中村 明宏 （再任）</p> <p>議案第 45 号 教育委員会の委員の任命について</p> <p>氏 名 前田 康一 （再任）</p>

報告関係

<p>○指定専決処分した事項について（報告）</p> <p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告</p> <p>訴えの提起について 1 件</p> <p>損害賠償の額を定めることについて 3 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園において発生した保育中の園児の負傷事故（1 件） ・施設の管理瑕疵による事故（2 件） <p>○令和 8 年度徴収計画について</p> <p>○令和 8 年度徴収計画について（病院事業）</p>

議案第13号 令和8年度長浜市一般会計補正予算(第1号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	58,101,000	13,576,204	910,100	4,440,943	39,173,753
3月補正予算額(第1号)	99,000	30,172	0	68,828	0
補正後予算額	58,200,000	13,606,376	910,100	4,509,771	39,173,753

市長選挙が執行されたことから、当初予算は義務的経費や継続事業を中心とした「骨格予算」として編成し、市長選挙後、重点化事業を「政策予算」として編成しました。

◆総務費

28,659

○男女共同参画社会推進事業	みんなが幸せになる孫育てのススメ事業	300	【県:200】 【まちひと基金:100】
○地域脱炭素推進事業	地域脱炭素推進事業	2,694	【まちひと基金:2,694】
○観音文化振興事業	観音の里・祈りとくらしの文化伝承事業	2,805	【国:1,402】 【まちひと基金:1,403】
○都市ブランド力向上事業	移住促進プロモーション事業	2,750	【国:1,375】 【まちひと基金:1,375】
○若者活躍応援事業	(こども若者+大人)×長浜カカワリ創出プロジェクト	3,585	【県:542】 【まちひと基金:3,043】
○南長浜地域まちづくり推進事業	南長浜まちづくり推進事業	11,618	【国:2,500】 【まちひと基金:9,118】
○移住・定住対策事業	NAGAHAMA恋結びフェス開催事業	4,000	【県:2,666】 【まちひと基金:1,334】
○自治会活動振興事業	次世代につなぐ自治会運営推進事業	500	【まちひと基金:500】
○市民協働推進事業	地域における女性の参画推進事業	407	【まちひと基金:407】

◆民生費

8,005

○子ども・子育て支援事業	こども・子育てInstagram広告事業	396	【まちひと基金:396】
	保育者確保!「保育者就労支援」事業	2,609	【保育士基金:2,609】
	保育士確保!「保育士修学・居住支援」事業	5,000	【保育士基金:5,000】

◆衛生費

4,200

○健康づくり推進事業	スポーツ・健康まちづくり推進事業	4,200	【国:1,500】 【県:613】 【まちひと基金:2,087】
------------	------------------	-------	--

◆労働費

1,860

○雇用対策事業	中小企業者人材確保支援事業	360	【まちひと基金:360】
	外国人高度人材確保支援事業	1,500	【まちひと基金:1,500】

◆農林水産業費

10,000

○農産物振興事業	若者就農支援事業	5,500	【国:2,750】 【まちひと基金:2,750】
○農業経営支援事業	若者就農支援事業	4,500	【国:2,250】 【まちひと基金:2,250】

◆商工費

15,810

○新産業育成事業	オープンイノベーション推進事業	6,000【国:3,000】 【まちひと基金:3,000】
○企業立地等推進事業	新規産業用地開発促進事業	4,000【国:2,000】 【まちひと基金:2,000】
○宿泊・滞在型観光推進事業	国際観光推進事業	5,810【まちひと基金:5,810】

◆教育費

30,466

○部活動地域移行推進事業	部活動の地域連携・地域展開事業	12,498【まちひと基金:12,498】
○教育指導事務経費	科学の子「長浜学びの実験室」事業	1,932【国:224】 【まちひと基金:1,708】
○生きる力育成推進事業	地域と学校の連携と協働による「生きる力」 育成事業	1,289【まちひと基金:1,289】
○スポーツ振興対策事業	スポーツ・健康まちづくり推進事業	10,678【国:8,000】 【まちひと基金:493】 【負担金:1,350】 【助成金:835】
	「スポーツのまちNAGAHAMA」推進プロジェクト	4,069【県:1,150】 【まちひと基金:2,919】

【参考】

基金略称	基金名称
まちひと基金	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金
保育士基金	保育士等確保緊急対策基金

■債務負担行為

○長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金(R8-R9)	100,000 都市建設部住宅課
----------------------------	------------------

議案第14号 令和8年度長浜市一般会計補正予算(第2号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	58,200,000	13,606,376	910,100	4,509,771	39,173,753
3月補正予算額(第2号)	179,115	190,111	0	0	▲ 10,996 財政調整基金: ▲10,996
補正後予算額	58,379,115	13,796,487	910,100	4,509,771	39,162,757

1. 物価高対策に関するもの

83,061

○しょうがい者地域生活支援事業	食材費高騰に伴うしょうがい福祉サービス事業所の支援 衛生材料(紙おむつ等)支給券の追加給付	3,510【国:3,510】 1,433【国:1,406】
○高齢者地域生活支援事業	衛生材料(紙おむつ等)支給券の追加給付	6,184【国:6,004】
○高齢者福祉事務経費	食材費高騰に伴う介護サービス事業所の支援	22,998【国:22,998】
○子ども・子育て支援事業	光熱水費、食材費等の高騰に伴う民間保育所・認定こども園の支援	15,122【国:15,122】
○保育所管理運営事業	食材費高騰分への交付金活用による保護者負担軽減	0【国:2,919】 【一般財源:▲2,919】
○認定こども園管理費	食材費高騰分への交付金活用による保護者負担軽減	0【国:9,583】 【一般財源:▲9,583】
○農業用施設整備等助成事業	土地改良区等の揚水ポンプに係る電気代上昇分の支援	2,180【国:2,180】
○教育指導事務経費	AI型ドリル教材利用料に係る保護者負担の支援	31,634【国:31,634】
○学校給食センター管理運営事業	食材費高騰分への交付金活用による保護者負担軽減	0【国:20,141】 【一般財源:▲20,141】

2. その他の予算措置

96,054

○生活保護費給付事務経費	最高裁判所判決への対応を踏まえた生活保護扶助費等の追加	10,294【国:10,294】
○生活保護費給付事業		85,760【国:64,320】

長浜市物価高対策事業

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (国令和7年度補正分)」を活用した事業

エネルギー価格の高騰や食料品を中心とした物価上昇が長期化しており、市民生活者及び市内事業者の経営環境は依然として厳しい状況にあります。これを受け、本市では国の「物価高騰対応重点支援地方交付金」を最大限に活用し、地域の実情に即した独自の支援事業を取りまとめました。

対策予算総額 7億4,192万円 (令和8年2月、3月補正予算分)

生活者支援

①食料品の物価高騰に対する特別加算

- ▶市内店舗を対象としたデジタルクーポン事業の実施【再掲】
- ▶食材費の高騰に伴う給食賄材料費の追加

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

- ▶衛生材料(紙おむつ等)支給券の追加給付(しょうがい者・高齢者)

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

- ▶大学生等生活応援給付金の給付
- ▶学校ICT教材利用料の補助
- ▶食材費の高騰に伴う給食賄材料費の追加【再掲】

④消費下支え等を通じた生活者支援

- ▶市内店舗を対象としたデジタルクーポン事業の実施【再掲】
- ▶上下水道基本料金の減免支援
(※減免費用については、今後、予算化予定)

事業者支援

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

- ▶光熱水費、食材費等の高騰に伴う民間保育所・認定こども園の支援
- ▶食材費高騰に伴うしょうがい福祉サービス事業所・介護サービス事業所の支援

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

- ▶土地改良区等の揚水ポンプに係る電気代上昇分の補助

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

- ▶市内店舗を対象としたデジタルクーポン事業の実施

⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- ▶地方路線バス運賃電子決済機導入補助金

議案第15号 令和7年度長浜市一般会計補正予算(第12号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	63,014,667	15,732,209	1,765,900	6,029,744	39,486,814
3月補正予算額(第12号)	1,333,084	△ 99,657	185,600	169,397	1,077,744
				市税: 540,000 普通交付税: 826,395 特例交付金: △953 減債基金: △597,382 繰越金: 148,013 諸収入: 161,671	
補正後予算額	64,347,751	15,632,552	1,951,500	6,199,141	40,564,558

1. 補助採択等によるもの

1,241,026

○戸籍住民基本台帳管理事務経費	戸籍附票システム等改修委託	5,671	【国:4,136】 【デジタル基金:1,535】
○有害鳥獣対策事業	クマ対策用ドローンの購入等	2,329	【県:2,002】
○農業経営支援事業	担い手確保・経営強化支援事業補助金(1経営体)	30,000	【県:30,000】
○農業用施設整備等助成事業	水利施設電気代高騰分の補助	2,391	【県:2,391】
○林道治山整備事業	林道鳥越線擁壁設置工事	10,180	【県:6,375】 【市債:2,100】
○地域整備事業	上丹生地区消雪設備工事(追加)	2,000	【国:2,000】
○自主防災体制づくり事業	防災マップ作成業務委託	12,640	【国:6,320】
○小学校校舎等維持管理経費	浅井小学校長寿命化改修工事、 小学校照明設備LED化工事等	601,175	【国:146,427】 【市債:277,900】 【教育基金:136,234】
○中学校校舎等維持管理経費	北中学校長寿命化改修工事、 湖北中学校エレベーター棟増築工事等	574,640	【国:142,777】 【市債:254,400】 【教育基金:175,865】

2. 指定管理施設光熱費高騰対策

30,299

○地域活性化施設管理運営事業	大見いこいの広場指定管理料の追加	103	
○市民まちづくりセンター管理運営事業	市民まちづくりセンター等指定管理料の追加	3,099	
○高齢者福祉施設管理運営事業	福祉ステーション指定管理料の追加	3,781	
○勤労者福祉対策事業	長浜勤労者総合福祉センター指定管理料の追加	1,092	
○農業農村振興事業	湖北みずどりステーション指定管理料の追加	1,278	
○バイオ産業推進事業	長浜バイオインキュベーションセンター 指定管理料の追加	667	
○市民文化ホール管理運営事業	長浜文化芸術会館・浅井文化ホール及び 木之本スティックホール指定管理料の追加	14,444	
○スポーツ施設管理運営事業	長浜市民体育館等、浅井地区スポーツ施設及び 神照運動公園指定管理料の追加	5,835	

3. 決算見込みに合わせた補正

△ 1,012,737

○基金の積立	基金利子の積立(11基金) 公共施設等総合管理基金の積立 教育施設整備基金の積立	20,437	【その他:20,437】 250,000 50,000
○国県支出金の増減や契約差金等に伴う事業費の減額・財源更正		△ 1,333,174	【国:△328,441】 【県:△158,405】 【市債:△371,800】 【基金:△133,330】 【その他:△23,752】

4. その他の予算措置

1,074,496

○正規職員給与	退職手当の追加	257,231
○公有財産管理事務経費	浅井七尾備品倉庫解体工事、 旧余呉学校給食センター解体工事	57,100
○交通対策事業	地方バス路線維持費補助金の追加	11,429
○移住・定住対策事業	訴訟上の和解に係る解決金	400
○国民健康保険特別会計繰出金	決算見込みに伴う繰出金の追加	22,338 【国:392】 【県:△4,196】
○こども療育センター管理運営事業	旧こども療育センターわかば園解体工事等	53,900
○介護保険特別会計繰出金	決算見込みに伴う繰出金の追加	46,045
○子ども医療費助成事業	子ども医療費の追加	26,645 【県:5,706】
○子ども・子育て支援事業	病児保育事業補助金の追加	7,300 【国:2,433】 【県:2,433】 【地域福祉基金:2,434】
○保育所運営支援事業	公定価格の改定に伴う保育所運営委託料の追加	37,233 【国:7,034】 【県:4,441】 【負担金:△11,348】
○保育所管理運営事業	公定価格の改定に伴う広域入所施設型給付費の追加	4,062 【国:195】 【県:123】
○認定こども園管理費	公定価格の改定に伴う広域入所施設型給付費の追加	2,440 【国:138】 【県:87】
○認定こども園運営支援事業	公定価格の改定に伴う施設型給付費の追加	69,669 【国:15,924】 【県:10,051】
○病院事業会計負担金	長浜病院・湖北病院に対する負担金の精算追加	66,759
○墓地管理経費	松の岩公園墓地東屋解体工事	1,300
○土地改良事業	県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業 及び県営中山間地域総合整備事業に対する負担金の追加	45,094 【市債:23,000】 【分担金:1,322】
○農業集落排水事業特別会計繰出金	決算見込みに伴う繰出金の追加	164,796
○急傾斜地崩壊対策事業	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加	3,455
○虎姫時遊館管理運営事業	虎姫時遊館解体工事	47,300
○スポーツ振興対策事業	スポーツ振興基金の積立	150,000

【参考】

基金略称	基金名称
教育基金	教育施設整備基金
デジタル基金	デジタル化推進基金

■繰越明許費

○公有財産管理事務経費	浅井七尾備品倉庫解体工事 旧余呉学校給食センター解体工事	57,100	総務部財政課
○分庁舎管理経費	PCB含有機器取替修繕工事	11,670	総務部北部管理課
○移住・定住対策事業費	訴訟上の和解に係る解決金	400	市民協働部市民活躍課
○市民まちづくりセンター整備事業費	湖北まちづくりセンター空調設備改修工事	40,296	市民協働部市民活躍課
○生涯学習施設整備事業費	湖北文化ホール空調設備改修工事	21,750	市民協働部文化スポーツ課
○図書館管理運営費	湖北図書館空調設備改修工事	15,096	市民協働部生涯学習課
○戸籍住民基本台帳管理事務経費	戸籍附票システム等改修委託	5,671	市民生活部市民課
○こども療育センター管理運営事業費	旧こども療育センターわかば園解体工事等	53,900	健康福祉部しょうがい福祉課
○高齢者福祉施設管理運営事業費	湖北福祉ステーション空調設備改修工事	43,500	健康福祉部長寿推進課
○墓地管理経費	松の岩公園墓地東屋解体工事	1,300	市民生活部環境保全課
○有害鳥獣対策事業費	クマ対策用ドローンの購入等	2,329	産業観光部農業振興課
○農業経営支援事業費	担い手確保・経営強化支援事業補助金（1経営体）	30,000	産業観光部農業振興課
○林道治山整備事業費	林道鳥越線擁壁設置工事	12,000	産業観光部田園整備課

○スマートインター整備事業費	(仮称) 神田SIC整備事業	56,795	都市建設部道路河川課
○補助道路整備事業費	市道南田附東加納線整備事業	35,430	都市建設部道路河川課
○単独道路整備事業費	道路アクションプログラム改定業務委託	7,642	都市建設部道路河川課
○地域整備事業費	上丹生地区消雪設備工事	55,893	未来創造部北部政策課
○補助街路整備事業費	地福寺神照線整備工事	90,083	都市建設部道路河川課
○自主防災体制づくり事業費	防災マップ作成業務委託	12,640	防災危機管理局防災危機管理課
○小学校校舎等維持管理経費	浅井小学校長寿命化改修工事、 小学校照明設備LED化工事等	601,175	教育委員会事務局教育総務課
○中学校校舎等維持管理経費	北中学校長寿命化改修工事、 湖北中学校エレベーター棟増築工事等	574,640	教育委員会事務局教育総務課
○虎姫時遊館管理運営事業費	虎姫時遊館解体工事	47,300	市民協働部市民活躍課

■債務負担行為

○たかつき認定こども園通園バス運行等業務(R8-10)【廃止】	△ 24,500	教育委員会事務局幼児課
---------------------------------	----------	-------------

特別会計

議案第16号 長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	決算見込みによる増額等	25,161
議案第17号 長浜市介護保険特別会計補正予算(第4号)	決算見込みによる増額等	475,693
議案第18号 長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	決算見込みによる減額等	△ 127,600

企業会計

議案第19号 長浜市病院事業会計補正予算(第4号)	【収入】[市立長浜病院]一般会計負担金等の精算、財源更正	205,056
	【収入】[長浜市立湖北病院]一般会計負担金等の精算、財源更正	28,591
議案第20号 長浜市公共下水道事業会計補正予算(第4号)	一般会計負担金等の精算、決算整理	△ 163,480